

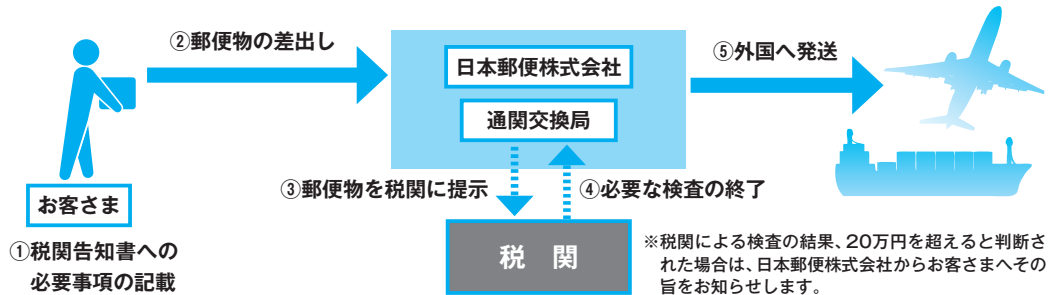
外国あて郵便物の通関手続きのご案内

1. 外国あて郵便物の通関

外国あて郵便物(信書のみを内容とするものを除きます)は、通関手続きを経て外国へ発送されます。その通関手続きは、内容品の合計価格によって次の2通りの方式となります。

(1) 内容品の合計価格が20万円以下の場合

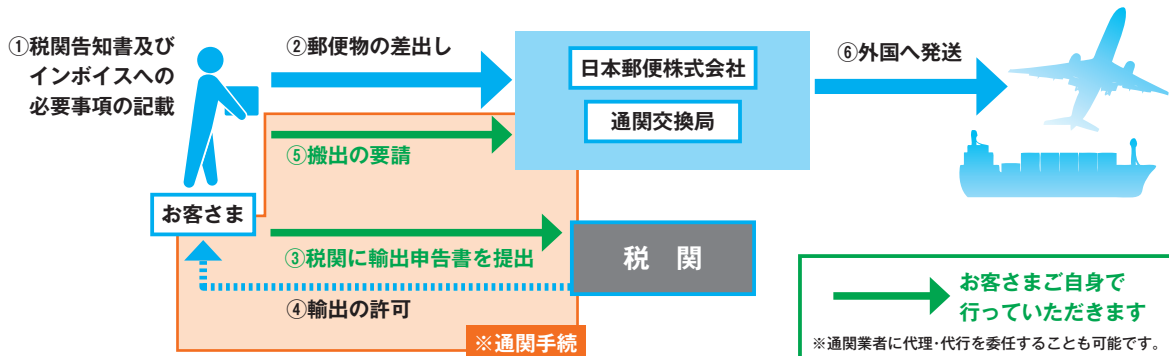
お客さまから差し出された郵便物については、日本郵便株式会社が税関に提示し、税関による必要な検査を受けた後、外国へ発送されます。



(2) 内容品の合計価格が20万円を超える場合(お客さまによる輸出申告が必要です)

お客さまから差し出された郵便物については、日本郵便株式会社の通関交換局に搬入された後、輸出申告が必要な郵便物(内容品の合計価格が20万円を超えるもの)として通関保留扱いとなり、一旦同局に保管されます。

この郵便物については、関税法に基づき、輸出者であるお客さまご自身により税関に輸出申告していただき、税関による必要な審査・検査を経た後、税関から輸出許可を得ていただく必要があります。郵便物は、輸出許可後、外国へ発送されます。



2. 内容品の合計価格が20万円を超える郵便物をお出しになるお客さまへ

通関手続の実施

輸出申告が必要な郵便物(内容品の合計価格が20万円を超えるもの)の通関手続(上記1.(2)の③、⑤)は、輸出者であるお客さまご自身により行なっていくほか、お客さまが通関手続の代理・代行の委任をされた通関業者により行なっていくこともできます。

通関業者への通関手続の代理・代行の委任

日本郵便株式会社に通関手続の代理・代行を委任される場合は、郵便物の差出しの際にその旨をお知らせください。日本郵便株式会社以外の通関業者をご利用される場合は、お客さまから直接その通関業者にご連絡ください。

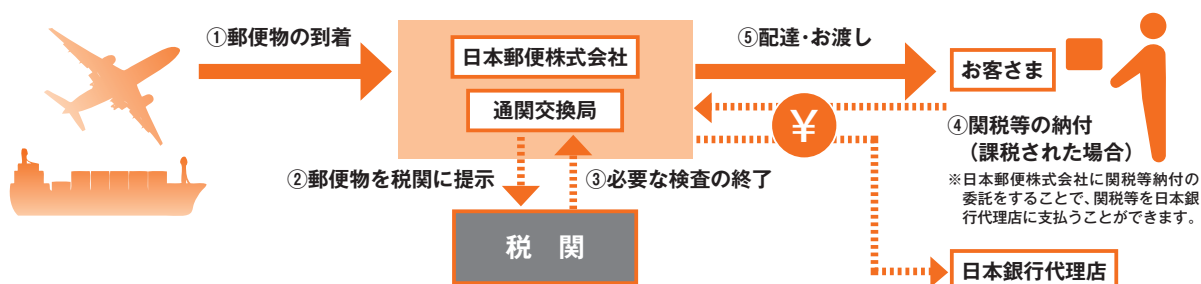
外国から到着した郵便物の通関手続きのご案内

1. 外国から到着した郵便物の通関

外国から到着した郵便物(信書のみを内容とするものを除きます)は、通関手続きを経てお客さまに配達・お渡しとなります。その通関手続きは、郵便物の課税価格によって次の2通りの方式となります。

(1) 課税価格が20万円以下の場合

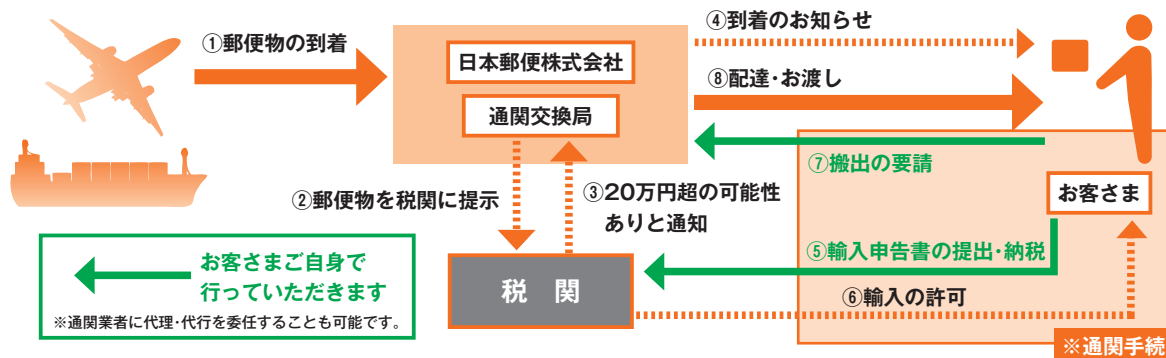
お客さまあての郵便物については、日本郵便株式会社が税関に提示し、税関による必要な検査を受け、お客さまに開税等を納付していただいた後(課税されたものに限り)、配達・お渡しとなります。



(2) 課税価格が20万円を超える場合(お客さまによる輸入申告が必要です)

お客さまあての郵便物については、日本郵便株式会社が税関に提示し、税関による検査の結果、**輸入申告が必要な郵便物(課税価格が20万円を超えるもの等^(注))の可能性があると判断された場合**には、通関保留扱いとして日本郵便株式会社の通関交換局に保管され、その旨を同局からお客さまにお知らせします。輸入申告が必要な郵便物に該当する場合、開税法令に基づき、輸入者であるお客さまご自身により税関に輸入申告していただき、税関による必要な審査・検査を経て、開税等を納付していただいた後(課税されたものに限り)、税関から輸入許可を得ていただく必要があります。郵便物は、輸入許可後、配達・お渡しされます。

(注): 寄贈物品又は課税価格等が不明な場合は、輸入申告は不要です。



2. 輸入申告が必要な郵便物をお受け取りになるお客さまへ

通関手続きの実施

輸入申告が必要な郵便物の通関手続き(上記1.の(2)の⑤、⑦)は、輸入者であるお客さまご自身により行なっていただくほか、お客さまが通関手続きの代理・代行の委任をされた通関業者により行なっていただくこともできます。

通関業者への通関手続きの代理・代行の委任

日本郵便株式会社に通関手続きの代理・代行を委任される場合は、到着のお知らせ(上記1.の(2)の④)を受け取られた際にその旨をお知らせください(なお、税関等の納付はお客さまご自身で直接税関に行なっていただきます)。日本郵便株式会社以外の通関業者をご利用される場合は、お客さまから直接その通関業者にご連絡ください。